日本の「王の死」と『王の二つの身体』の〈翻訳〉

The death of Japanese Emperor in the 11th century, and “translation” of “The King's two bodies”

堀　裕（Hori Yutaka）

はじめに

1989年冬、昭和天皇[1]が没した。病の天皇に死期が迫る中、官庁とマスコミは日々、彼の脈拍や心拍数、下血の量などの数値を公表したのである。日々数値化される「王の身体」は、彼と死神との距離を示すだけでなかった。彼の生前から、日本に住む人々に対して、暗黙の裡に、まるで王の喪に服したかのようにふるまうことを強制したのである。たとえば、テレビ番組やＣＭからは、陽気さがまったく失われていった。現憲法の下での最初の「王の死」に対して、どのように振る舞うべきか、人々は判断に迷っていたのだが、同調圧力がかかったのであろう。いずれにしても、彼の病と死は、突如「王の身体」が、人々の生活に入り込むこととなったのである。

1992年春には、小林公氏によって、E.H.カントロヴィッチ『王の二つの身体―中世政治神学研究―』が、日本語に翻訳された。原著は、1957年の刊行である。王には、死を迎える「自然的身体」と、王位・王冠に象徴される「政治的身体」の二つが存在することを指摘し、王は死んでも、王位は死なないという観念を析出した。キリスト教神学思想や法思想などの影響を示すとともに、それがヨーロッパにおける議会政治や国民国家へとつながる面も展望している。

実は、後で述べるように、かつて日本の王にも、「王の二つの身体」の観念が存在していた。ここに「王の二つの身体」の<翻訳>を試みる所以である。より具体的に言えば、王の二つの身体の概念を利用して、日本の王の特色を明らかにし、他国の王との比較を行うための基礎を築きたい。その試みのなかで、通時代的に日本の「王の死」を位置づけるものである[2]。

１．死せる王の時代－10世紀まで―

（１）天武天皇の死（686年没）

倭国[3]の人々は、身分の高い人が亡くなった場合、埋葬までの間、長期間に及ぶ殯（もが

---

[1] これは諡であり、名は裕仁である。以下、諡のみを記す。

[2] 本稿は、拙稿「天皇の死の歴史的位置―如在の儀を中心に―」(『史林』81－1、1998年、38－69頁）や「死へのまなざし―死体・出家・ただ人―」(『日本史研究』439、1999年、)をもとに論じている。そのため、先行研究もとくに挙げないことをご容赦いただきたい。

[3] 日本という国号は8世紀初頭に決まったと考えられる。それ以前、日本列島の多くを支配していた国は、倭国と呼ばれていた。

り）と呼ばれる行事を行っていた。記録によれば、6・7 世紀頃の倭国の王の場合、殯は、2ヶ月から、時に 5 年を越える場合もあったという[4]。なかでも具体的な記録が残るのは、686年に没した天武天皇の例である。

天武天皇が 686 年 9 月 9 日（陰暦）に没すると、遺体は、王宮の南庭に建てられた殯宮に移された。その殯宮では、遺体を前に、皇太子や王に奉仕してきた役人たち、僧や尼、蝦夷や隼人と呼ばれた支配領域周辺の人々が、代わる代わる、儀礼として哭いたり、誄（しのびごと）と呼ばれる弔辞を述べたりした。

注目すべきは、天武天皇の殯宮は、当時の倭国の政治体制を写す鏡であった点である。いいかえれば、天武天皇の死に際して、国を挙げて盛大に行事が行われたのであり、それはまさに「王の死」であった。このような「王の死」としての演出は、遡れば、少なくとも六世紀でも同様であったとみられる。下っては、王が自らの喪葬儀礼を簡素化することで、徳を示すことが慣習となったものの、次に示すように、「王の死」は、やはり「王の死」である時期がしばらく続いていた。

（2）村上天皇の死（967 年没）－最後の「王の死」—

「最後の王の死」ともいうべきは、村上天皇である。村上天皇は、967 年 5 月 25 日に平安京の北部に設けられた平安宮の内裏で没した。その後、6 月 4 日に、王の墓への埋葬が行われている。すでに、8 世紀には、盛大な殯儀礼が行われなくなっており、死没から埋葬までの期間は、このように大幅に短縮されていた。そのため、天武天皇の死に比べると、村上天皇の死は、あまりに貧相であったが、それでもやはり「王の死」であった。たとえば、村上天皇の墓は、王の墓として扱われ、その命日は王の命日に准じて扱われたのである。

いま、「王の死」であることを、明らかにするため、歴史書である『本朝世紀』によって、王宮から墓までの葬列の様子の一部を取り上げたい。

> 967 年 6 月 4 日。今日の夕方、先の天皇（村上天皇）を山城国葛野郡田邑郷北中尾に土葬しもうしあげた。（遺体は）酉四刻（夜の 8 時半ころ）に、陰明門・宜秋門・殷富門からお出になった。（それには）親王・公卿以下が付き従った。（以下略）

村上天皇の遺体が通った王宮の諸門を図で確認をしたい。

[4] 和田萃『日本古代の儀礼・信仰』上（塙書房、1995 年）。

図１　村上天皇の葬列

平安宮図（『岩波日本史辞典』1999年に加筆）

村上天皇の墓は、王宮の西北に造営されていた。そのため、王宮の西側から出る必要がある。そこで、王宮だけを拡大した図１を参照してほしい。先の史料に書かれた三つの門は、確かに王宮の西側の門である。とくに注意したいのは、いずれの門も、公的な用途に用いられる点である。史料の続きからは、村上天皇の遺体が、輿に乗っていることが推測される。輿は王の乗り物であり、やはりこれが公的な葬列であることを示している。

以上の点から、村上天皇の死の場合、すでに殯はすっかり衰退していたが、「王の死」であることに変わりなかった。けれども、次に天皇が在位中に没した、後一条天皇の死の様子は、村上天皇とは全く異なるのである。章を改めて論じたい。

２．不死の天皇の時代―11 世紀から

（１）後一条天皇の死（1036 年没）－最初の「如在の儀」－

後一条天皇は、1036 年 4 月 17 日に、村上天皇と同じく、平安宮で没した。死没直後の様子は、改めて後で触れることとしたい。先に、4 月 22 日に、後一条天皇の遺体が、平安宮から移動する時の様子を、貴族の日記である『左経記』などから見てみよう。

村上天皇とは異なり、後一条天皇の遺体は、天皇が公的には使用しない牛車に乗せられて、平安宮を出ている。その牛車が通った道筋は、徽安門から、式乾門、上東門を経て、平安宮から出たのち、一旦、平安京内にある天皇ゆかりの邸宅に到着することになる。図２にその道筋を示した。

これら三つの門は、いずれも天皇が公的に使用する門ではない。なぜならば、最初の二つの門は、王宮の裏口に当たる北門である。また、最後の上東門も、土御門（土でできた門）とも呼ばれたように、土でできた平安宮の壁に、穴を開け、扉を付けただけの簡素な門なのである。これは、通用門と呼ぶにふさわしく、非公式の門であった。

後一条天皇の死は、村上天皇とは異なり、「王の死」としては扱われず、こっそりと運び出されている。葬列は、後日、遺体が移された平安京内の邸宅から改めて出発した。それではなぜ、後一条天皇の遺体は、「王の死」として扱われなかったのであろうか。それは、歴史書である『日本紀略』の記事が物語る。

> 1036 年 4 月 17 日。戊刻（午後 10 時頃）、後一条天皇は出家し、（居所である平安宮内の）清涼殿で崩じた。（中略）子刻（午後 12 時頃）に、多くの貴族と、（天皇の警固を任務とする）近衛が、天皇位の印である璽剣を、（平安宮内の）昭陽舎で皇太子に奉った。天皇の遺言に従い、しばらく喪である事を秘密にし、如在の儀を取った。今日、（天皇は）皇太弟に譲位した。

注目すべきは、後一条天皇が、生きているかのように扱う「如在の儀」を取っており、その間に、皇太弟に譲位をしている点である。次節では、この点を、歴史的な文脈のなかに位置づけたい。

（2）「王の死」の歴史

「王の死」の歴史的な変遷について、歴史書から、比較的具体的な様子が分かる 6 世紀以降を念頭にとりあげたい。

（ａ）1 人の王の時期

倭・日本の王の皇位継承をみると、645 年までは、原則として終身在位であった。つまり、王は死ぬまで王であり、譲位はされなかったのである。仮に、１人の王の時期としよう。

（ｂ）2 人の王の時期

ところが、645 年に政変が起きると、時の皇極天皇は退位し、孝徳天皇に譲位した。その後、7 世紀末よりのちになると、譲位は頻繁に行われることになる。

8 世紀の譲位のおもな目的は、男系による直系継承を行うことにあった。たとえば、皇位継承予定者が、父の「王の死」などによって、即位する機会を得たにも関わらず、即位するにはまだ若いと判断された場合、即位は一時保留される。その代わり、多くの場合その母（つまり王の后）が一時的に、中継ぎとして即位したのである。その後、皇位継承予定者が、即位できる年齢に達した場合、天皇、つまりその母などが、本来の皇位継承予定者に譲位した。

この譲位が始まった時期は、在位中の天皇が没した場合はもちろん、譲位した人物（太上天皇）の死も「王の死」として扱われている。たとえば、その墓は王の墓であり、命日も王の命日として扱われた。つまり、2 人の王が存在した時期ということができよう。

（ｃ）再び 1 人の王の時期

上記のように、譲位は、おもに親から子へなど緊密な関係の間で行われていた。けれども、皇位継承予定者が幼くなるため、しばしば中継ぎの天皇が出現したほか、そもそも直系に当たる子供がいなくなり、直系継承そのものが困難になることもあった。そのため、8 世紀の後半から 9 世紀前半にかけては、兄から弟へと皇位継承、ないし皇位継承の約束が行われる場合がみられた。しかし、それは政争の原因ともなったのである。

809 年に、平城天皇は弟の嵯峨天皇に譲位した。その後、両者は決裂し、政争に発展する。この政争を勝ち抜いた嵯峨天皇は、823 年に弟の淳和天皇に譲位するのだが、その際、嵯峨天皇は新しい方法を生み出した。それは、太上天皇であっても、それまでのように王宮には残らなかったことや、外出において輿に乗ること、近衛による警護等を辞退することなど、王としての扱いを受けないようにしたのである。嵯峨太上天皇はその死においても、王としての死であることをできる限り避けようとしたのである。

これよりのち、太上天皇の死は、「王の死」ではなく、「ただ人」（普通の人）の死として扱われた。他方で、在位中に天皇が死んだ場合は、前代と同様に、「王の死」として扱われていく。状況は全く異なるが、再び、1 人の王に戻ったといえる。

（3）不死の天皇

以上のように、「王の死」の歴史的展開を踏まえれば、11 世紀に登場した「如在の儀」の歴史的段階も明確であろう。

今確認したように、9・10 世紀には、在位中の天皇の死のみが、「王の死」として扱われていた。そして、先に示した村上天皇の死が、その最後の例であったのである。他方で、後一条天皇も同じく在位中の天皇の死であるが、「王の死」とは扱わない。後一条天皇の死は隠蔽され、生きていなければ本来行えるはずもない譲位が行われた。譲位が終わった後、後一条天皇の死が公表されるのだが、それは太上天皇の死（つまり「ただ人」の死）であり、

「王の死」ではなかったのである。
　この制度に従う限り、譲位による皇位継承のみが存在することになる。それはつまり、天皇は、天皇として死ぬことはなくなることを意味する。比喩的にいって、天皇は「不死の天皇」となったのである。より正確にいえば、天皇は、当然肉体の死を迎えるものの、天皇の地位にある間は、死ぬことが認められなかった。
　「如在の儀」の方法は、15 世紀末までは確認ができる。その後も、19 世紀まで、「如在の儀」の影響は残存する面があった。決定的な変化は、19 世紀半ばに、近代天皇制が創出されるころである。古代に倣った儀礼が創出され、天皇は再び終身在位となり、その死はやはり「王の死」となった。なお、現代の平成天皇が譲位を行うことになったが、それは歴史的にみればごくありふれた選択であるともいえよう。

３．「如在の儀」成立の歴史的意義

　改めて「如在の儀」成立の歴史的意義を示したい。まず、天皇の地位にある限り、天皇は死なないという観念は、天皇の地位の極端な神聖化でもある。17 世紀前半の例だが、後水尾天皇が譲位をした理由は、病気であっても、体を傷つけることになる鍼灸治療を受けられないためだという。また、天皇の地位を象徴する三種の神器も、明確になるのは思いのほか遅い。その三種の神器を持つことが天皇位にあることを意味するとする考え方は、天皇の地位の神聖性と関わっていよう。また、天皇は 11 世紀後半、そうでなくても、少なくとも 13 世紀までには、即位の時に仏教世界の中心に位置付けられる大日如来となる即位灌頂を行った。
　他方で、天皇の地位にあっては、仏教的な来世観のひとつであり、貴族社会で流行が始まった極楽浄土への往生を願うことは許されなかった。極楽浄土へ行くということは、一般に世俗世界の栄誉から免れることである。仏教的な戒律を受け、世俗世界から脱俗世界に入る「出家」を伴うものであって、その場合、天皇の地位にあることも避けるべきであった。
　たとえば、9 世紀以降の天皇は、天皇として死ぬ場合、土葬されるのだが、「ただ人」として死ぬ場合は、火葬されている[5]。火葬は、多くの場合、極楽浄土にうまれかわるためのひとつの手段であった。つまり、当時の貴族社会の死生観の変化も、不死の天皇を生み出す要因となったのである。
　最後に、死後も天皇であることを表象する、いくつかの点を取り上げたい。それは、死後も世俗の栄誉に浴するということを意味する。たとえば、天皇の命日に開かれる国家的な仏事である国忌や、天皇の墓として造られる山陵などは、いずれも、天皇のとして死んだ者にしか、置かれない。
　なかでも興味深いのは天皇号と院号の関係である。天皇は死後、諡を与えられるほか、天武天皇のように、〇〇天皇と呼ばれる。これが天皇号である。他方で、諡を与えられず、ま

---

[5] 谷川愛「平安時代における天皇・太上天皇の喪葬儀礼」(『国史学』169、1999 年、119－133 ページ)。

た、天皇号でも呼ばれずに、〇〇院と呼ばれる場合がある。これが院号である。院号は、当初、京内に造営されていた天皇の私的な邸宅の名称からとられていた。そもそも院とは邸宅を指す。つまり、〇〇院とは、〇〇に住む高貴な方という意味に過ぎないのである。これこそ「ただ人」にふさわしい呼称であった。

これら天皇の死後の扱いを表象する様々な事象は、やはり 19 世紀半ばまで続き、19 世紀後半のいわゆる江戸時代末期から明治時代にかけて、決定的に変化するのである。近代最初の天皇は、死後、明治天皇と呼ばれるが、それは表面的には復古的な装いをした近代的な王の典型的な姿をしていた。

おわりに　「王の二つの身体」の〈翻訳〉

本稿は、E.H.カントロヴィッチ『王の二つの身体—中世政治神学研究—』の〈翻訳〉ともいえる。その意図するところは、はじめにでものべたように、「王の二つの身体」の概念を用いて、日本の王の特色を示し、比較史の基盤となることを目指したのである。

それにしても、なぜ同様の現象が、日本でもみられたのか、またどのような相違があるのだろうか。私は、他のアジア諸国で同様の事象があることを、寡聞にして知らない。島国である日本だからこそ、列島外から決定的な侵略を受けず、王位の安定的な継承が行いえた結果ともいえよう。また、日本の皇位継承制度の特色の一つとして、頻繁な譲位があげられる。「如在の儀」が成立したのちには、王が死なない以上、当然皇位継承方法は譲位しかなくなっていた。「如在の儀」が、頻繁な譲位の延長にあるという点でも、やはり王位の安定的な継承を試みた結果と考えられる。

ところで、9 世紀以降の天皇の変化で重要な点を述べてこなかった。それは、よく知られるように、子供でも天皇になれるようになった点である。天皇が、権力主体であることよりも、権威の中心であることに重きをおくようになったためとみられる。「如在の儀」の成立とともに、摂政・関白や将軍など、様々な外的な権力の盛衰を横目で見ながら、天皇という制度が生き延びた理由のひとつといえよう。

そのうえで、「王の二つの身体」は、ヨーロッパでは、議会政治に帰着しえたと考えられている。日本の近代天皇制は、憲法に規定された権力の発動には形式的な面があったのだが、それでも天皇が政局に関わろうとした場面では、結局議会等がそれを抑制する装置とはなりえなかったように思う。また、アジア太平洋戦争の敗戦後、日本がアメリカに占領された時は、天皇制廃止の機会であったにも関わらず、統治に利用したいアメリカの意向によって、その存続が決まった。これも、議会政治へと転成できなかった日本の「王の二つの身体」の結末としては、必然であったのかもしれない[6]。

---

[6] 本稿は、2018 年 2 月 22 日に東北大学で開かれた国際研究集会での報告　The death of Japanese Emperor in the 11th century , and “translation” of “The King's two bodies”をもとにしたものである。黒岩卓氏（東北大学大学院文学研究科）には、報告の段取り全般だ

けでなく、本稿のフランス語訳までしていただいた。Craig Christopher 氏（同）には討論において通訳やとりまとめを丁寧にしていただいた。あわせて感謝申し上げる。